

浜松市告示第 425-2 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により撤去した自転車等を、第 14 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和 9 年 1 月 30 日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町 6 1 7－6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

（1）返還時に必要となるもの

ア 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

イ 自転車等のカギ

ウ 印鑑

エ 身分を証明できるもの

（2）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取り扱い日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 電話番号

0 5 3－4 5 8－7 6 7 1

（3）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車

1 台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」

(区域外)

[illegible]